

構造変更検査についての注意事項

必ずお読みください

この度はRS★R製品をお買い上げいただき誠にありがとうございます。
当該製品に変更した場合、緩衝装置の懸架方式変更に該当し、改造自動車の届け出が必要な範囲となります。
この場合、保安基準に適合するかを各陸運局、陸運支局、自動車検査独立行政法人、において当該製品と車両を提示し、適合性を確認するための構造変更検査が必要となります。

その際、改造自動車等届出書の必要書類として弊社が発行するアームやバネの強度検討書を添付しておりますが、この強度検討書につきましては構造変更検査に必ず合格することを保証するものではなく、あくまでも改造自動車等の届出書の添付資料として取り扱ってください。

詳しくは各陸運局、陸運支局、自動車検査独立行政法人の窓口にお尋ねください。

構造変更検査費用はすべて使用者(ユーザー様)の負担です。
上記はあくまでも手順の一例であり、内容どおりの手順とは限りません。
他にも手配するものや、その費用、それに伴って発生した費用などについても一切 弊社は負担いたしませんので予めご了承ください。

以上

(株)ティエムシー 〒561-0842 大阪府豊中市今在家町18-10
TEL 06-6866-1431

SPORT
SERVICE **RS★R**